

一般社団法人 北海道医師会 裁定委員会 規則

平成 24 年 9 月 16 日代議員会・総会 承認

平成 25 年 4 月 1 日社団法人より移行登記

(委員長及び副委員長)

第 1 条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、裁定委員の互選によって決める。

(委員長及び副委員長の職務)

第 2 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の定足数及び決議)

第 3 条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、審議を開き決議することができない。

2 本委員会の審議は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

(裁定委員会の任務)

第 4 条 本委員会は、定款第50条及び第51条に規定された事項につき不服の申立てがあったものに限り裁定又は調停を行う。

(裁定の申請手続)

第 5 条 郡市医師会及び医育機関医師会の裁定に不服がある者は、本委員会に裁定を申請することができる。

2 本会の裁定を申請しようとするときは、提訴理由及び立証を具える訴状に郡市医師会及び医育機関医師会の裁定もしくは意見を付したものの正副2通を、会長に提訴しなければならない。

(訴状受理後の処理)

第6条 会長は、訴状を受理した場合には裁定委員会に審議裁定を付託し、訴状の副本を提訴された郡市医師会又は医育機関医師会に送付し、期日を定めて答弁書を提出させるものとする。

(訴状のみによる審議)

第7条 本委員会は、定めた期日までに答弁書が提出されなかったときは、訴状だけで審議することができる。

(関係者からの事情聴取)

第8条 委員長は、裁定に当たって必要があるときは、会長を経由して当事者双方を委員会に招致し事情を聴取することができる。

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく一方又は双方が事情聴取の期日に出席しない場合は、委員会は、当該当事者の事情聴取を経ないで審議することができる。

(紛議調停の依頼手続)

第9条 郡市医師会及び医育機関医師会若しくは各医師会相互間の紛議について調停を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって会長に申し出なければならない。

- (1) 調停依頼者の名称及び代表者(住所、氏名)
- (2) 相手方である当事者の名称及び代表者(住所、氏名)
- (3) 紛議の内容
- (4) 紛議の経過

(紛議調停依頼受理後の処理)

第10条 当事者の一方から紛議調停依頼があったときは、会長は、ただちに他の当事者にその旨を通知するとともに、これを裁定委員会に付託しなければならない。

(調停の審議開始の通知)

第11条 調停に関する裁定委員会の審議を開始しようとするときは、委員長若しくは会長は、郡市医師会長及び医育機関医師会長を経由して審議開始日の7日前までに当事者双

方に、これを通知しなければならない。

(審議非公開)

第 12 条 本委員会の審議は、公開しない。

(審議決定の報告)

第 13 条 委員長は、審議の決定があったときは、審議の経過及び決議の理由を具し文書をもって、会長にこれを報告しなければならない。

(審議決定の処理)

第 14 条 会長は、委員長から審議決定の報告を受けたときは、速やかにこれを理事会に報告し処理しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。